



平成 20 年 11 月 28 日

ローヤリングクリニック模擬当事者ボランティア募集（第二次）のお知らせ

岡山大学法科大学院の実務教育である、ローヤリングクリニック講義における、シミュレーション授業（模擬の法律相談・法律交渉・接見）の模擬当事者ボランティアの2次募集をおこないます。
担当教員は岡山大学法科大学院准教授（弁護士）榎本康浩です。

岡山大学法科大学院では、従前から実務教育を重視しているところ、その一環としてのシミュレーション授業（模擬の法律相談、法律交渉、接見）を実施するために、一昨年秋に模擬当事者ボランティアを公募し、多くの一般市民の方々からご応募をいただきました。その後、これらの方々には、養成講座を受講していただいたうえで、昨年及び今年のシミュレーション授業に模擬当事者としてご協力いただき、学生らに有意義な機会をご提供いただいています。

これら模擬当事者の方々の中には、ご転勤、ご転居、あるいはご家庭の事情等により、残念ながらボランティアのご継続をお願いするのが難しい人も相当数生じており、継続的に補充の必要性があることから、模擬当事者ボランティアの第二次募集をおこなうことになりましたので、その旨をご報道いただきたく、発表させていただく次第です。

具体的には、ご応募を希望される方々におかれては、**12月12日までに**、岡山大学大学院係（担当者：河口）まで電話（受付番号：086-251-8412）にてご連絡を賜りますよう、お願いいたします。

ご応募いただきました方々には、その後、養成講座（3回を予定）を経て、4月末～6月にかけて実施されるシミュレーション授業（今年は金曜の午後2時20分から午後5時30分までの時間帯に実施しました。）に、1～2回のご協力をいただくことになります。

＜お問い合わせ＞

岡山大学 大学院係・河口

（電話番号）086-251-8412

5月 日相談ロールプレイ・シナリオ

1 事案

建物明け渡しの相談

2 相談当事者

建物所有者（富樫一郎または富樫花子）

3 事案の内容

(1) 相談者は、岡山市南方1丁目8番14号に次の建物（以下「本件建物」という。）を所有している。

種 類	居宅
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	60.84㎡
築 年 数	20年

本件建物は、亡き父富樫熊夫から平成19年7月に相続したものである。

(2) 本件契約の経緯

熊夫は、中野美恵子に対し、平成12年、以下の内容で本件建物を貸した（以下「本件契約」という。）。

契約期間	大学卒業まで
使用料	月5000円（固定資産税、都市計画税相当額）
支払日	毎月末日翌月分払い
支払方法	熊夫方へ持参
敷 金	なし

本件契約の際、契約書は作成していない。

もともと、熊夫と美恵子は、伯父と姪の関係にあり、熊夫は、美恵子が小さいころから、毎年お盆と正月には実家で美恵子と会っており、美恵子のことをよく知っていた。美恵子は広島に住んでいたが、18歳の頃、岡山大学に通うため岡山で一人暮らしをすることになった。本件建物はもともと第三者（名前等詳しいことは相談者にはわからない）に賃貸していたが、その者もすでに退去して当時誰も住んでいなかったため、熊夫はこれを美恵子に貸すことにした。なお、本件建物が建っている土

地も熊夫の所有である。

熊夫としては、毎年固定資産税と都市計画税を支払わなければならないので、それと同じくらいの額を払ってくればよいと考えており、美恵子もそれで納得した。

固定資産税及び都市計画税は、毎年6万円ほどである。他方、不動産屋から聞いた本件建物付近の賃料相場からすると、相当賃料は月8万円である。

美恵子は、使用料の支払いを怠ったことはなく、美恵子と熊夫の間では円満な関係が続いていた。美恵子が平成16年に大学を卒業した後も、従前通り本件建物に居住していた。卒業後に居住し続けた経緯については相談者には分からない。大学卒業後に岡山市内で就職したということは熊夫から聞いたことがあるが、具体的な就職先がどこかということや、現在もそこで働いているか等についても、相談者には不明である。

(3) 相談者の相続

平成19年7月、熊夫が癌により亡くなった。熊夫の妻は既に亡くなっており、一人っ子の相談者が熊夫を相続した。したがって、相談者は本件建物の賃貸人の地位も相続した。

相談者が相続した後も、当初、美恵子は使用料を相談者方へ持参し遅滞なく支払っていた。ところが、美恵子は、最近2ヶ月分（平成20年4月分、5月分）の使用料を支払わない。相談者には不払いの理由が分からない。なお、美恵子の本件建物の使用方法は常識にかなったものであり、相談者に無断で増改築したり、転貸したり、同居人を住ませたりしたことはない。

(4) 相談者の希望

相談者は、美恵子在使用料を支払わないことから、この際本件建物のある土地を有効に活用したいと考え、老朽化した本件建物を取り壊し、更地として売却するか、駐車場などにして賃料収入を得たいと考えている。

相談者は、本件契約を解約したい旨を美恵子に伝えようと2、3度本件建物に赴いたが、美恵子はおらず、電話をかけても出ず、置手紙にも返事はない。美恵子は本件建物で生活しているが、相談者が訪問した際にはいなかった。また、相談者は美恵子の親に連絡をとったが、同人は本人の責任でやるべきだとしか答えず、親からの解決は困難な状況である。

そこで、①何とか本件建物の明け渡しができないか、②美恵子が建物

明け渡しに応じない場合どうすればよいのか、本件建物内にある家財道具などの動産は処分してもよいのか、保管しなければならないのか（手続，方法），③弁護士費用はいくらかかるかなどを相談に来た。

平成20年度 ロールプレー第3回 「刑事事件 弁護人による接見」

事件概要

1. 牛窓海産（有）は、各小売業者から注文を受けて、注文に応じて産地より仕入れをなし、販売をなす卸売業者である。牛窓海産（有）は、松村社長が設立した会社であり、経営方針・人事などはすべて松村社長の意向により決定されている。
2. 牛窓海産（有）の主力商品は、健康ブームで人気の高い「鳴門産ワカメ」である。
ところが、平成13年頃から、鳴門産ワカメが不作で需要に足りず、また鳴門産ワカメは、加工や選別にコストがかかる上、小売価格の下落により利益が出ないため、牛窓海産（有）は安価な中国、韓国産塩蔵ワカメを2～5割程度混入した商品を「鳴門産ワカメ」と表示して、各小売業者に販売するようになった。
不正表示については、仕入れ担当責任者である三浦が松村社長の指示を受けてなしたものであり、不正表示の事実を認識していた者は松村社長夫婦及び三浦のみである。
なお、「鳴門産ワカメ」はブランド商品とされ、価格は1キロ1600円であるところ、中国産乃至韓国産であれば、1キロ400円に過ぎない。
3. 他の従業員は、不正表示がなされていたことについて明確な認識はなかったものの、平成19年頃から業界で「鳴門産ワカメ」に中国産・韓国産ワカメが混入しているのではないかと噂が流れるようになり、牛窓海産（有）の従業員の間においても、牛窓海産（有）の商品に中国産・韓国産のワカメが混入しているのではないかと話題にのぼることがあった。
しかし、従業員は、事実を松村社長に問いただせば、解雇される虞れもあり、松村社長ないし三浦に直接確認した者はいなかった。
4. 平成20年3月頃、県に牛窓海産（有）が偽装表示を行っているとの匿名の通報があり、県は立ち入り調査を行った。しかし、調査の内容は松村社長及び役員の外は、三浦しか知らされていない。
5. 岡山県警は、上記調査以降、内偵捜査をなしていたところ、平成20年6月4日夕方5時頃、2年前から乾物の販売担当責任者である「小田敬美」乃至「大濱しのぶ」を牛窓海産（有）の得意先である「邑久商店」等の小売店に「鳴門産」と称した乾燥ワカメを卸売りしたことにつき、不正競争防止違反（21条2項4号、22条）及び詐欺罪（刑法246条）の容疑で逮捕した。
6. 現段階では、小田乃至大濱の取調べにおいて、捜査官より松村社長及び三浦に関する件については、取り調べはなされていない。

牛窓海産有限会社の概要

平成元年4月	牛窓海産有限会社設立
	代表取締役 松村 和徳 取締役 松村 和子（代表者妻）
所在地	岡山県瀬戸内市牛窓町
主な業種	海産物の卸売業
社員数	8名（内パート3名）
年間売上	最盛期 約5億円 近年 約2億円

* ロールプレー被疑者の認識

被疑者名：小田敬美 or 大濱しのぶ

逮捕日時：6月4日夕方5時頃

勾留決定日時：6月6日午前勾留決定を受けた

被疑内容：実際には中国から輸入した乾燥ワカメを、「鳴門産」と偽って売った旨の、不正競争防止法違反・詐欺

接見に至る経緯

依頼者から紹介されて連絡してきた「牛窓海産有限会社」の松村和徳社長から依頼された弁護士が接見に来た、というシチュエーション

被疑者の認識

自分は海産物の卸売を扱う「牛窓海産有限会社」の従業員である。2年前から乾物の販売担当者になり、得意先である「邑久商店」等の小売店に、「鳴門産」と称した乾燥ワカメを卸していた。ワカメは最近の健康ブームで脚光を浴びて需要が伸びているが、その中でも鳴門産のものはブランド力があるので、高値で取引される。

「牛窓海産有限会社」にも小売店からの鳴門産乾燥ワカメのリクエストが多く来ていたところ、仕入れ担当者である三浦治さんにそのことを伝えて、鳴門産乾燥ワカメを確保してもらっていた。鳴門産のワカメが品薄で入手しにくくなっていることは知っていたので、1年ほど前に三浦さんに「よく鳴門産のワカメを、いつもこちらの要望どおりに確保できますね」と言ったことがあるが、そのときに三浦さんは、ぎくっとした表情を浮かべて「うん、まあね」と言った後、「君もそのあたりのところは、わかってるだろう。そういうことは気にかけなくていい」と意味ありげなことを言った。そのときは、奇異な印象は受けたものの具体的なことはわからなかったが、その後、半年前頃から、「鳴門産」と称して売られている乾燥ワカメに中国産のものが多く混ぜられているという噂を、あちこちで聞くようになり、牛窓海産でも同様のことをやっているのではないかと気づいた。もっとも、そのことを確定的に知ってしまうと、自分も共犯者になってしまうと思って、三浦さんに確認することはせず、以後も三浦さんが仕入れてくるワカメを「中国産のものなんだろう」と思いつつ「鳴門産」と銘打って小売店に卸していた。

これら偽装行為が三浦さんの判断でおこなわれていたのか、松村和徳社長の指示でなされていたのかは、自分にはわからない。現在のところ容疑を否認しているが、否認を通した方がいいのか、上記のような経緯を供述した場合でも無罪になるのか、むしろ黙秘した方がいいのか、教えてほしい。会社の方で弁護士費用を出してくれるのなら、私選弁護人を付けたいと思っている。